

2023(令和5)年度に講じようとする施策事業一覧

○:2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」に寄与するもの
 ◎:2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」に特に寄与するもの

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築											
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進します。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図ります。	13	・おおさかゼロカーボンシティ連絡会 ・会議の開催回数 2回	○			◎	
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組みを推進すること。	府内における再生可能エネルギーの普及拡大等に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催します。	7 13 14	・会議の開催回数 5回	○		◎	○	
1-3	地域温暖化防止活動推進員機能強化事業	継続	地球温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心の低い府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の方法や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。	ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野(エネルギー小売、住宅、自動車、家電、金融商品、衣・食に係る消費・廃棄)において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民(消費者)に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成します。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	・養成講座の開催 3事業分野×2回	○	◎		○	
1-4	府庁の率先行動	継続	府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。	「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組みをけん引します。	7 12 13	・エネルギー消費量の削減 ・温室効果ガス排出量の削減	○	◎	◎	◎	○
1-5	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、庁舎等で使用する電気について、順次、再生可能エネルギー100%電気の調達を行います。	7 12 13	・庁舎等における再生可能エネルギーへの切替えについて、電気調達を取り巻く状況等を踏まえながら、対象施設の拡大に向けて取り組む。	○	○	◎	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-6	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進します。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図ります。	7 9 11 12 13 17	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2022年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(大阪府新別館(北館・南館)、大阪府税務事務所4施設) ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	○	○	○	○	
1-7	環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業	新規	児童一人一人が関心を持ち、学校や家庭での省エネ等に主体的・継続的に実践できるよう促していくこと。	学校や家庭での省エネ等の行動変容のさらなる促進を図るため、学校のみならず、家庭でも活用できる電子版学習ツールを作成します。	7 11 12 13 14	・効果検証を行う協力校の選定と協力校での試行実施	○	◎		○	
1-8	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	継続	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者が簡便に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図ること。	大阪産(もん)や有機農産物の普及取組とも連携し、大阪版CFP算定手法を活用した大阪産農水産物へのラベル表示等による普及啓発を本格実施します。また、同手法の算定対象分野を拡大し、農産物加工品や容器包装への展開を図ります。	12 13	・有識者検討会議 3回 ・ラベリング表示の実施 農水産物等30品目	○	◎	○	◎	
1-9	環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業	継続	府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。	小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、生産・流通・使用等の過程でのCO2排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して脱炭素ポイントを付与する制度の普及促進を図ります。	7 11 12 13 14 15	・制度の運用枠組みをまとめたガイドライン(素案)の作成 ・脱炭素ポイントを付与する商品・サービスを拡大するための補助事業 12者程度	○	◎	○	◎	○
1-10	大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業	新規	府内で大阪産(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現をめざすこと。	「Osaka AGreen Action」の一環として、CFPラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を啓発し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪産(もん)の需要拡大を図るためのイベントを、集客力の高い場所で開催します。併せて、プラゴミ削減等の一体的な啓発に取組みます。※「Osaka AGreen Action」:「食」とそれを支える「農とみどり」の分野で今すぐできる行動に、生産者・販売事業者・消費者等が一体的に取り組むこと。	12 13 14 15 17	・大阪市内中心部でのイベント実施 2回	○	◎	○	○	○
1-11	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネ導入の推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施します。	7 13 14	・ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施 ・ZEHの宿泊体験のできる場の創出など	○	◎		○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-12	脱炭素経営宣言促進事業	新規	新たに脱炭素経営宣言登録制度を創設し、事業者における脱炭素経営を促進すること。	脱炭素化を促進するセミナーの開催を通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携して、事業者への働きかけを実施します。 脱炭素経営宣言を行った事業者には「脱炭素経営宣言登録証」を発行するとともに府HP等により広くPRするとともに、排出量の見える化や補助金案内などの各種支援を行います。	7 9 12 13	・脱炭素経営宣言登録事業者 800者	○	◎	◎	◎	
1-13	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組みの促進	継続	エネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の温室効果ガスの排出削減を促進すること。省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大やサプライチェーン全体での取組み等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。	特定事業者(約800事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。 また、2022年3月に改正した気候変動対策推進条例に基づき、特定事業者による届出制度の強化を図ります。さらに、より多くの事業者による対策状況の把握及び計画的な取組みを促すため、特定事業者以外の事業者も任意で届出できる制度及び府がその内容を評価する制度の運用を開始します。本制度と合わせて、商工会議所や地域金融機関と連携し、事業者による脱炭素経営を支援する各種メニューを提供することで、積極的な届出の活用及び意欲的な排出削減につなげます。	7 9 11 13 14	・計画推進に係る事業者説明会 1回	○	◎	◎	◎	
1-14	クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業	新規	府内事業者によるCO2削減分をクレジット認証するスキームを構築し、万博への寄附につなげることで府内事業者による意欲的な対策を促進するとともに、万博以降も対策を継続することによる脱炭素経営の浸透を図ること。	府内事業者によるCO2削減対策の実施状況・クレジット化及び万博への寄附に関する意向調査・情報収集を行った上で、プログラム型認証によるJ-クレジット認証手続き(方法論の選定、プロジェクトの申請・登録等)を行います。	7 9 13	・方法論認証件数 5件	○	◎	◎	◎	
1-15	サプライチェーン全体のCO2排出量見える化モデル事業	新規	サプライチェーン全体での排出量を見える化することで、効果的な脱炭素化の取組みを促進し、府内の温室効果ガス排出量の削減につなげること。 また、万博を契機とした大阪製品の世界への発信等につなげること。	万博会場等での利用が想定される品目を取り扱う事業者を対象に、サプライチェーン全体での排出量の見える化や削減のための改善策の提案をモデル的に実施します。	7 12 13	・モデル事業 3事業者	○	◎	◎	◎	
1-16	省エネ・再エネ設備の導入モデル事例の普及啓発事業	新規	多種多様な設備導入等の事例を幅広く周知することにより、同業種・同規模の中小事業者(身近なものに感じてもらうこと)で、中小事業者の脱炭素化の取組みを加速させること。	令和4年度「中小事業者の脱炭素化促進補助金」の交付を受けて設備導入等を行った中小事業者に対し、脱炭素化に取り組むこととなった経緯や、取組内容、設備更新等の効果(CO2削減率、経費削減効果)などについて調査・取材を行い、収集した取組事例(15件程度)をとりまとめて、府HPコンテンツ及びリーフレットを作成し、府内中小事業者に広く発信します。	7 13 14	・補助金採択事例のフォローアップ調査、リーフレット作成、HP作成	○			◎	
1-17	中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業	新規	気候変動対策推進条例に基づく対策計画書届出制度について、令和5年度から任意で中小事業者(特定事業者を除く)が届出できる規定を新たに設けたことを踏まえて、中小事業者(特定事業者を除く)における自律的な脱炭素化の取組みを促すこと。	中小事業者(特定事業者を除く)が府へ届け出た対策計画書に基づいて実施する省エネ設備更新や再エネ設備導入の効果的な取組みを支援するため、府が補助を行います。	7 13 14	・補助件数:20件	○		◎	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-18	中小事業者LED導入促進事業	継続	中小事業者に対し、取組みが進んでいないLED照明の導入に対する補助を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。LEDへの更新は比較的取り組みやすく、電気料金の低減につながる効果的な対策であることに加え、これまで脱炭素化に取り組めていなかった事業者にとっては脱炭素経営の第一歩ともなり得ます。	中小事業者が大阪府内で運営する工場・事業場において、既存の照明設備をLED照明へ更新するための設備費及び付帯工事等に要する費用の一部を補助します。	7 13 17	・補助件数:850件	○	◎	○		
1-19	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。	気候変動対策推進条例に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。 2018年度から2,000㎡以上の建築物(非住宅)及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行います。 また、2022年度からは、府内における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務を条例に規定、併せて、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しています。 なお、2023年度からは、複雑な制度について分かりやすく説明した啓発ツールを作成・活用し、市町村と連携した制度等の普及啓発を行う予定です。 さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催します。	6 7 9 11 12 13 14 15	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度	○	○	○	○	
1-20	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取組み、エネルギーの地産地消や府内外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。	7 13 14	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ・省エネセミナーの開催・講演 20回	○	◎	○	○	
1-21	万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業	新規	脱炭素や海洋プラスチックごみの長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。	環境・エネルギー先進技術の普及を促進するため、来阪来場者にPRしやすい民間施設等に先進技術を導入してCO2削減効果等を発信するモデル事業に補助するとともに、先進技術が普及した未来社会の姿を見せる動画等のコンテンツを作成します。 ・対象技術 脱炭素技術、海洋プラスチック対策技術 ・補助額 脱炭素技術 上限1,000万円 海洋プラスチック対策技術 上限500万円 (それぞれ1件、導入費の1/2補助)	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	・環境先進技術モデル導入 2件 ・万博発信コンテンツの作成	◎	○	◎	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-22	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	継続	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。	7 9 11 13 17	・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	○		○	○	
1-23	脱炭素型農業の推進	一部新規	「おおさか農政アクションプラン」では、大阪エコ農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素意識の啓発により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	・脱炭素型農業推進事業 有機農産物等の生産を拡大するため、栽培技術体系の確立等を行います。 ・大阪エコ農業総合推進対策事業 化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進するほか、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行います。	2 3 12 17	・有機農業栽培マニュアルの作成(1品目) ・エコ農業に役立つ生産技術の開発	○		○		○
1-24	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進	継続	府内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける新たな制度を推進します。	7 9 11 13 14	・対策計画書の届出件数 ・販売電力量に占める再生可能エネルギー利用率	○	◎	◎	◎	
1-25	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図ります。	7 13 14	・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000世帯	○	◎	○	○	
1-26	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	・「H2Osakaビジョン2022」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進します。 ・関係機関等と連携し、万博を契機に水素の社会受容性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組を推進します。	7 9 11 13 17	・水素需要拡大に関する研究会等の開催11回 ・燃料電池バス実車運行情報の共有	○	○	○	○	
1-27	エネルギー産業創出促進事業	継続	府内企業による蓄電池、水素・燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内外企業の府内でのデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験の取組を支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。	・府内企業に対する開発支援補助 府内企業が取り組む、蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費の一部を補助します。 ・府内で実施する実証実験補助 AI、IoTやロボット等のデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費の一部を補助します。	7 9	・採択企業毎に2回以上/年のフォロー ・製品化1件以上/年	○		○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-28	中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業	継続	成長が期待されているエネルギービジネス分野で、技術力のある府内中小企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。	【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】 ・エネルギービジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ(SEP)」とエネルギービジネス分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネイタスリーネットワーク(SIN)」の2つのプラットフォームを設置しています。 ・SIN会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を加速させています。 【中小企業への技術提案支援】 ・エネルギービジネス分野への参入をめざすSIN会員などの中小企業を対象とした実践的な技術提案力向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押ししています。	8	・コーディネート件数 100件	○		○		
1-29	気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進	継続	自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及に係る取組みを促進すること。	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組み等の実施を促します。	3 7 9 11 13 17	・自動車販売事業者における電動車販売割合	◎	◎	○	○	
1-30	官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、電動車の普及を促進します。また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めます。	3 7 9 11 13 17	・電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 12回	◎	◎	○	○	
1-31	乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業	継続	乗車による走行性能や実車での充放電機能等に関する体感・体験の機会を提供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらうことで、ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じたZEVの乗車体験機会を府民に提供します。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一斉に実施します。	3 7 9 11 13 17	・キャンペーン参加店舗数 100店舗	◎	◎	○	○	
1-32	万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業	継続	万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組み、府内の脱炭素化を強力に推進すること。	万博会場へのクリーンな移動手段の確保のため、駅シャトルバスへのEV/FCバス導入について大阪府市が必要な経費の一部を補助します。	3 7 9 11 13 17	・補助台数 49台	◎	◎	○	○	
1-33	電気自動車用充電設備の整備促進	継続	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、府民等が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。	国補助金の積極的な活用による充電設備の設置について周知するなど、「おおさか電動車協働普及サポートネット」構成員等と協働して、府民等が利用できる充電設備の設置を促進します。	3 7 9 11 13 17	・府内のパブリック充電設備の設置数	◎	◎		○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-34	新たなモビリティサービスの導入促進	継続	AIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。	高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院がおもようにならないといった問題の解決等に向け、市町村や交通事業者、AI技術を有する民間企業等と連携し、効率的な移動により自家用車の利用の削減等を通じて環境負荷の低減に寄与するAIオンデマンド交通の導入等を促進していきます。	3 7 11	・市町村と交通事業者が協力して取組むAIオンデマンド交通導入に向けた実証実験経費の支援により、モデルとなる導入スキームを創出し、府内各地への普及につなげていく。	○		○		
1-35	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センターに集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、大阪府及び府内市町村での地域気候変動適応計画への寄与も見据えた最新の知見の収集や、それを活用したセミナーを開催します。また、防災分野に関する府内での気候変動の影響や適応について、有識者の確認を受けながら最新の知見の収集・整理を行い、その結果をセミナーで紹介するとともに、リーフレット等を作成します。さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに暑さから身を守る対策等の手法についてセミナーを実施します。	13	・座学研修の開催 1回 ・啓発セミナーの開催 3回	○			◎	
1-36	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。	猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)等と連携して普及に取組み、府民の利用促進をはかります。また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指数情報メール』の登録や熱中症警戒アラート等を周知します。さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、塩飴、紙扇子など)を活用し各種環境イベント等で府民に周知します。	12 13 17	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加予定・4業種(金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ)	○			◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
II 資源循環型社会の構築											
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下「循環計画」という。)」に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。(目標年度:2025年度)	府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、生活系焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組をさらに促進していきます。	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	(一般廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(ごみ処理有料化の促進、食品ロスの発生抑制、事業系の資源化可能な紙類・廃プラスチック類の混入削減等) ・リサイクルの推進(資源化可能な紙の分別・リサイクルの促進等) ・プラスチックごみ対策(マイ容器等使用可能店舗の情報発信等) ・適正処理の推進(災害発生時の廃棄物処理の備え等) (産業廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等) ・リサイクルの推進(建設廃棄物の分別排出の徹底等) ・プラスチックごみ対策(より質の高いリサイクルの促進) ・適正処理の推進(排出事業者、処理業者等への立入検査、指導)	◎	○	○	○	
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定します。 2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。 「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。	4 8 9 12	・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回(3月)認定を実施する。 【参考】2022年度末認定製品数 294製品(予定) (内、なにわエコ良品ネクストは97製品)	○	○	◎	◎	
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第10期大阪府分別収集促進計画(2023～2027年度)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握します。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図ります。	8 11 12 13	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2021年度分別収集量(速報値):17万3千トン	○	○	◎	◎	
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。	3 6 8 9 11 12 14	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。		◎			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
2-5	食品ロス削減対策の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた取組みを促進すること。	・流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行います。 ・消費者啓発や未利用食品の有効活用促進のためのフードバンク活動支援など、具体的な取組を展開します。 ・地域活動や学校への出前講座など多様な分野で活躍するボランティア「もったいないやん活動隊」を募集し、市町村や事業者と連携して食品ロス削減の取組みや府民啓発を推進します。 ・外食、小売等事業者向け、消費者向け取組みを特定のエリアで一体的に実践し、府内の食品ロス削減の実践の場を増やします。	2 4 8 9 12 13 17	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 4回 ・セミナー等の実施回数 5回 ・ポータルサイトの運用拡充(府民向けページの追加) ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度 新規参加事業者数 5事業者	○	○	◎	◎	
2-6	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の環境配慮行動を促進すること。	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信します。 ・マイボトルの普及拡大・啓発 府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、給水スポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行うとともに、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成します。	8 9 11 12 13 14 17	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム 全体会合 開催回数:2回 分科会 開催回数:6回(2分科会×3回) ・おおさかマイボトルパートナーズ会議:3回	◎	◎	◎	◎	
2-7	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチックごみ対策の推進等に関する目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	・マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osakaほかさんマップ(2021年10月開設)」の掲載店舗の拡大を図るとともに、府民への情報発信の強化を図り、引き続き運用していきます。 ・府民を含めた観光客のプラスチックごみ排出抑制と、意識醸成を促すため、ミナミ・道頓堀地区をモデルに、プラスチックごみの3R実証事業を実施します。	12 13 14 17	・Osakaほかさんマップの運用・情報発信の強化 ・ミナミ・道頓堀地区をモデルとしたプラスチックごみの3R実証事業の実施	○	○	◎	◎	
2-8	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内2026年度末までの完全処分をめざすこと。	・改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・府保有(集約保管分)の小型コンデンサー等については、確実に処理を行います。	3 6 11 12	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理目標率 2023年度末:100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有(集約保管分)の低濃度廃棄物等の処理 0.1トン		◎		○	
2-9	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	・排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図ります。 ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。 ・有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、届出や保管・処分の基準遵守を指導していきます。	3 4 6 9 11 12 14	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回程度 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月【参考】2021年度実績 ・不適正処理件数 420件		◎			
2-10	廃棄物最終処分場の適正管理	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図ります。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。	3 11 12 14	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,815検体 老朽化対策 護岸被覆防食工事 128.1㎡ 排水路改修工事 260m 調整池pH低減対策 フィールド実証試験開始				○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築											
3-1	生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進	一部新規	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。	消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「おおさか生物多様性ナビ(仮称)」の提供に向けたコンテンツ作成の実施や、五感による自然の体感を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」・「身近化」を進めます。また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図ります。	6 11 13 14 15 17	・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 約300人	○				◎
3-2	多様な主体と連携した森・里・川・海における取組み	新規	多様な主体の生物多様性保全に向けた取組みを促進すること。	生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組みをPRする「おおさか生物多様性応援宣言(仮称)」制度を提供し、企業や団体の生物多様性保全への取組みを促進します。	6 11 13 14 15 17	・「おおさか生物多様性応援宣言(仮称)」制度 宣言企業・団体 100社・団体	○				◎
3-3	外来生物に対する取組み	継続	府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。	府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への被害の大きさを示した「大阪府外来生物アラートリスト(仮称)」を活用し、府民等の理解を促進します。	6 11 13 14 15 17	・特定外来生物の防除研修会の開催 1回	○				◎
3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。	6 11 13 14 15 17	・共生の森づくり活動への参加人数 約500人 ・企業や府民による植栽面積 約0.2ha	○				◎
3-4	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動植物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川への野生復帰の試みを開始し、2013年に再導入を行った城北ワンドでは、現在も生息が確認されています。2023年度は、環境DNA分析等を用いた淀川での生息状況の確認や外来種の防除等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行います。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施します。	6 14 15 17	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)	○				◎
3-6	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行います。 ※2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済	4 15 17	市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	○				○
3-7	希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり	新規	生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動植物種保全のための仕組みづくりを進めること。	生物多様性の保全に向けた取組みを効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表します。	6 11 13 14 15 17	・府内の野生動植物種に係る調査情報等の公表	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築											
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準の適合状況を審査し、必要に応じて改善指導を行います。 また、立入検査を行い施設の稼働状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、事業者に対して施設の点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定を実施します。 2022年3月の条例改正に伴う規制の見直しに関しては、事業者への周知や立入検査の実施により履行の徹底を図ります。	3 9 11	・法、条例の対象施設の事前届出に対して規制基準の適合状況を確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、現場確認及び指導等を実施する。 ・排ガス等の測定を実施する。	○	◎	○	○	
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や自動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえ、第4次計画の策定に向けた検討を行います。 併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。 また、グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行います。	3 9 11	・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握【参考】 ・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準 全局達成(2021年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx: 8,600トン、PM: 450トン(2020年度)		◎	○	○	
4-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。 また、PM2.5を構成する成分の分析を実施し、発生源に関する知見を集積すること。	自動測定機により状況を把握しホームページで公表するとともに、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。 また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握し、発生源に関する知見を集積します。	3 9 11	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:19局、自排局:6局、うち成分分析:1局)	○			◎	
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進します。 また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行います。	3 11	・VOCの排出抑制		◎		◎	
4-5	府有施設収付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	府有施設において使用されている収付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施します。	3 11 12	・アスベスト除去対策工事等の実施 6施設 ・空気環境測定の実施 245箇所	○	◎		○	
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システムや建設リサイクル法の届出情報を活用して事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行います。 6月の「アスベスト飛散防止推進月間」においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、12月には、関係団体・国・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組みについて共有を図ります。 また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置についてHP等を通じて府民等への周知を行います。	3 11 12	・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催	○	◎		○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-7	生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業	新規	法令の規制のない生活騒音問題の未然防止、早期対応を図ること。	「生活騒音」は、原因がさまざまで、また、個人により被害感が異なることから、対応する関係者間のリスクコミュニケーションが難しい。そこで、一般の方と専門家（不動産関係者、弁護士など）向けに、騒音の基礎的事項と、その対応方法を示すマニュアル等、リスクコミュニケーションを支援するツールを作成します。	3 11	・生活騒音に関する実態調査 ・一般の方と専門家向けのマニュアル等の作成			◎		
4-8	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけます。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。	9 11	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10町村域 （自動車騒音に係る環境基準の達成率：93.3%(2020年度)） ・航空機騒音調査の実施（大阪国際空港周辺：通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺：短期2地点） ・市町村研修会の開催 3回		◎	◎		
4-9	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。	11	・予定路線：国道170号、大阪中央環状線等		○			
4-10	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握します。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援します。	3 11	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回		◎	○		
4-11	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設定・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。	3 6 9 11 14	・排水基準が適用される事業所、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所、立入検査を実施		○	◎	○	○
4-12	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。	3 6 11 14	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施		○	○	○	○
4-13	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	6	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市		○	◎		○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-14	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行います。	6 14	・2022年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。	○	◎			◎
4-15	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進	一部新規	大阪湾流域の自治体等の関係機関や事業者、NPO等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等を行うことにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進します。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。さらに、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。	6 12 14 17	・大阪湾の新たな保全・再生・創出活動を実践する団体を公募し、選定した団体の活動成果等を基に、活動のノウハウ集を作成・展開 ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・大阪湾南部海域における栄養塩濃度管理手法検討シミュレーションの開発 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回	○	◎			◎
4-16	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。(目標年度:2030年度)	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進します。	3 6 11 14 17	・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加しやすくなる美化活動の展開(「ごみ拾いdeながら運動」の活用等) ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	○	◎			◎
4-17	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査(個数・プラスチック組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施します。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助します。	12 14 17	・河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 2箇所 ・海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所 ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体	○	◎			◎
4-18	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭(なにか)の海～」(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組により藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図ります。	13 14 17	・岬町沖に着底基質を設置	○				◎
4-19	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。	3 6 12 14	・下水道普及率の向上 【参考】2021年度末現在 下水道普及率 96.9% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 3箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 44箇所(うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場32箇所)					○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-20	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化管法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。 また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めていきます。	3 6 9 11 12	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。	◎	○	◎		
4-21	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行います。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供していきます。	3 6 11 12	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導	○		◎		
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催します。	3 4 6 11 12	・化学物質対策に関するセミナーの開催	○		◎		
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。 また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。	3 6	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導	◎		○	○	
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うことにより、地盤沈下を未然に防止すること。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じて事業者に対し指導を実施します。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計15箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行います。	11	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 15箇所	◎		○		
4-25	大気汚染常時監視	継続	府内の大気の汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染自動測定機を整備するとともに、国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視して環境基準の適否を評価、公表します。 光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行うとともに、PM2.5の注意喚起を防災情報メール等で発信します。 また、PM2.5について、成分分析を行い環境の現状を把握する他、有害大気汚染物質について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に監視、公表します。	3 11	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・PM2.5成分分析1地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・アスベスト環境モニタリング4地点	○		◎	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-26	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。 また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表します。 地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表します。 環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行います。	3 6 11 14	・河川(水質57地点、底質9地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査38地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	○			◎	○
4-27	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。	3 6 11 14	・大気6地点、河川水質・底質20地点、海域水質・底質5地点、地下水質6地点、土壌6地点 【参考】2021年度実績 ・大気8地点、河川水質・底質20地点、海域水質・底質5地点、地下水質6地点、土壌6地点	○			◎	○
4-28	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めます。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行います。	3 6 11	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。		◎			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進											
5-1	環境情報の発信	継続		大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しています。最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信します。	4 12 13 14 17	・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 8件	○			○	
5-2	環境教育等の推進	継続		「環境教育等行動計画(2023年9月改定予定)」に基づき、学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、環境学習と環境保全活動を推進します。なお、同計画は大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、2023年度中に改定予定です。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	・府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業	○	◎		○	
5-3	府民協働推進事業	継続		大阪府環境基本条例に基づき設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施します。 ・おおさか環境デジタルメディアコンテスト ・こども環境交流サミット ・学生エコチャレンジミーティング ・環境交流促進事業	4 6 7 11 12 13 14 15 17	・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催 ・こども環境交流サミット開催 1回 ・学生エコチャレンジミーティング開催 1回 ・環境交流促進事業 交流イベント開催 1回 ・ゼロカーボン・ダイアログ開催 2回	○	◎		○	
5-4	環境データ「見る」「知る」「活かす」事業	継続		産学官連携による環境データのさらなる活用を進め、多様な主体や世代の交流・連携を促進し、府民の環境意識の向上を図り、行動変容を促すこと。	2,3 4,6 7,8 9,11 12,13 14,15 17	・庁内外部局と連携した環境データ活用事例の検討 ・民間のイベント等への環境データ活用事例等の提供 ・SNSを通じた環境データ活用事例の取組みの情報発信	○			◎	
5-5	笑働OSAKAの推進	継続		公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティーの活性化、地域への愛着を創出します。	17	・笑働グッズの購入、配布(随時)によるアドプト団体への継続支援。	○				○
5-6	農業・農空間に関する活動への府民の参加促進	継続		府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援します。	4 7 17	・公式ポータルサイトやSNSを活用した情報発信力の強化 ・都市部での需要を喚起し、農空間への人流を促進 ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組みへの支援 ・企業と農空間保全団体等とのマッチングの推進					○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係					
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上				
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
5-7	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	都市魅力の向上につながる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組みを進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。	市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、民間事業者や地域住民が取り組む緑化空間の整備を推進します。	11 13 14 17	・みどりづくり推進事業(活動助成) 6件 ・地域緑化推進事業 2,500本配付 ・みどりの風の道形成事業 4地区 ・みどりの空間づくり事業 1箇所 ・マイツリー事業 50本植栽				○	◎	
5-8	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図ります。	15 17	・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施	○				○	○
5-9	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等	継続	国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村を支援等を行うこと。	市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行います。森林整備に関する技術的支援においては、森林クラウドシステムを構築し、森林情報の一元化と市町村等の関係者間での情報共有体制を構築します。木材利用への支援に関しては、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示すとともに、大阪公立大学森之宮キャンパスにおいて、木材利用促進のシンボル施設とすべく正面エントランスの木質化に向けて支援を行います。また不特定多数の人が利用する民間施設について府内産木材による内外装の木質化等を支援し、木材を見て触れ感じる場の創出と利用促進による府内産木材の需要拡大を図ります。	12 13 15	森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数	○	◎		○	◎	
5-10	都市緑化を活用した猛暑対策事業	継続	多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。	市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成します。	11 13 15	・市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助	○	○		◎	◎	
5-11	建築物におけるヒートアイランド対策の促進	継続	優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。	府内の大規模な建築物(延べ面積2,000㎡以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞(愛称:“涼”デザイン建築賞)を公募により選定します。	7 9 11 13 14	・おおさか気候変動対策賞特別賞の選定	○	○		○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-12	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹の適切な維持管理を行い、安全安心して魅力的な道路環境整備を推進すること。	倒木にくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心して魅力的な街路樹空間を形成します。また、定期的な点検により、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図ります。	11 13 15	・街路樹の更新・補植 高木:204本 低木:6,621本	○				○
5-13	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施します。また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組みます。	11	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施					◎
5-14	ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト	継続	府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府内全体の良好な景観形成を推進すること。	世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組みを実施します。	11	・「第4回 ビュースポットおおさか」の実施					◎
5-15	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。	府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じます。また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行います。	11	・文化財指定、登録の推進 ・文化財保存修理等の補助	○				◎
5-16	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営します。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めます。	3 6 8 9 11 12 14 15	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導	○	◎	○	○	○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的 かつ 世界的な 視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
5-17	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「脱炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組みを実施します。	2 4 7 8 9 11 12 13 14 15 17	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。 (脱炭素社会づくりの推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生型社会づくりの推進) ・生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組みによる生態系サービスの維持・向上 ・関西地域カワウ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進 (循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組の展開 (持続可能な社会を担う人育ての推進) ・人材育成施策の広域展開	○	○	◎	◎	○
5-18	関西広域連合におけるプラスチック対策の推進(プラスチック対策検討会)	継続	「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立をめざし、関西広域での取組みを進め、地域創生につなげることを。	プラスチック代替品の普及に向けた取組事例や課題への対応策などを盛り込んだ情報集や、プラスチックごみ散乱状況推計モデル及び活用マニュアルの更新を行うとともに、それらの利用拡大を図るために自治体や事業者向けの研修会等を開催します。 また、構成府県市や事業者団体等の活動の促進に資する情報共有を行うため、プラットフォームを運営します。	4 8 9 11 12 14 17	以下の取組みを進める。 ・プラスチック代替品の普及に資する情報集やプラスチックごみ散乱状況推計モデル・活用マニュアルの更新 ・研修会の開催(2回) ・プラスチック対策プラットフォームの開催(3回)	◎	○	◎	○	○